

山梨県公報

第五四七号

令和七年

三月十七日

月 曜 日

目次

告示

○指定納付受託者の指定……………	一一九
○救急病院等の申出の撤回……………	一一九
○道路の供用開始(二件)……………	一一九
○道路の区域変更(二件)……………	一一〇
○都市計画事業の事業計画の変更認可(二件)……………	一一一
○収入証紙売りさばき人からの廃止の届出……………	一一一
○有害図書類の指定……………	一一一
○特定計量器の定期検査の実施……………	一一二
○県営土地改良事業の工事の完了(二件)……………	一一四
○換地計画の決定……………	一一四
○公共測量の終了……………	一一四
○基本測量の実施……………	一一四
○都市計画の変更図書の縦覧(五件)……………	一一四
○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………	一一五
○県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………	一一五
○県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………	一二五

告示

山梨県告示第六十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和七年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号
- 指定納付受託者を指定した日 令和七年三月四日
- 指定納付受託者に納付させる歳入 マイナポータルを経由する旅券発給申請に係るクレジットカードを利用して納付する一般旅券発給手数料
- 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類
 - 次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード
 - VISA
 - Mastercard
 - JCB
 - American Express
 - Diners Club
 - 国際ブランドデビットカード
- 指定納付受託者に納付させる期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

山梨県告示第六十一号

次に掲げる診療所に係る救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定による申出は、撤回された。
令和七年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 診療所の名称及び所在地

名称	所在地
太田整形外科医院	中巨摩郡昭和町清水新居四百九十八番地

二 撤回年月日

令和六年十一月十三日

山梨県告示第六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所
所峡北支所において、この告示の日から令和七年四月七日まで一般の縦覧に供する。
令和七年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	葦崎増富線	北杜市須玉町江草字横引一 〇六四〇番三地先から 北杜市須玉町江草字大渡一 五九二九番一地先まで	二七四・一	令和七年三 月二十四日

山梨県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和七年四月七日まで一般の縦覧に供する。
令和七年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	高畑谷村停車場線	都留市つる五丁目一〇九一番四 地先から 都留市つる五丁目八一〇番二地 先まで	一〇六・八	令和七年三 月十七日

山梨県告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所

所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和七年四月七日まで一般の縦覧に供する。
令和七年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三百号
- 三 道路の区域

区間	南巨摩郡身延町中之倉字滝脇一五二三番四 地先から 南巨摩郡身延町中之倉字間当三〇五番一地 先まで	旧 敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		新 敷地の幅員 (メートル)	
		七・八 一〇〇・三	一六二一・三
		八・二 五六・一	一七六四・五
		八・二 五六・一	一七六四・五

四 区域変更の期日 令和七年四月一日

山梨県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所所峡北支所において、この告示の日から令和七年四月七日まで一般の縦覧に供する。
令和七年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 駒ヶ岳公園線
- 三 道路の区域

区間	旧新 敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----	-----------------------	--------------

北杜市白州町白須字中村一・二七番一地先から 北杜市白州町白須字中村一〇九一番一地先まで	新	旧
	八・九 二六・一	六・九 一四・四 三〇一・六
		三〇一・六

山梨県告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 韮崎市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 韮崎市計画下水道事業韮崎市公共下水道
- 三 事業施行期間 平成元年一月九日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分 平成元年山梨県告示第七号、平成九年山梨県告示第二百五号、平成十一年山梨県告示第二百五十八号、平成十五年山梨県告示第三百十号、平成二十年山梨県告示第六十四号、平成二十七年山梨県告示第一百五号及び令和二年山梨県告示第一百十二号の事業地のとおり。
 - 2 使用の部分 なし

山梨県告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 富士川町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 富士川都市計画及び市川三郷都市計画下水道事業富士川町公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和六十二年十二月十日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 昭和六十二年山梨県告示第四百四十号、平成三年山梨県告示第四百七十六号、平成四年山梨県告示第四百四十四号、平成六年山梨県告示第四百七十二号、平成十年山梨県告示第七十八号、平成十年山梨県告示第七十九号、平成十二年山梨県告示第三百六十号、平成十五年山梨県告示第六十一号、平成十五年山梨県告示第二百四十三号、平成十六年山梨県告示第二百四十二号、平成十八年山梨県告示第六十六号、平成十八年山梨県告示第五百九十六号、平成二十年山梨県告示第六十五号、平成二十年山梨県告示第六十七号、平成二十一年山梨県告示第八十五号、平成二十二年山梨県告示第三十一号、平成二十三年山梨県告示第六十六号、平成二十五年山梨県告示第四十号、平成二十七年山梨県告示第一百十九号、令和二年山梨県告示第一百十六号及び令和四年山梨県告示第一百一号の事業地に富士川町大字春米字前田及び字腰巻並びに大字大久保字広見の各地内において事業地を変更する。
- 2 使用の部分 なし

山梨県告示第六十八号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により指定した山梨県収入証紙売りさばき人から廃止の届出があった。

令和七年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

売りさばき場所	住 所	氏 名	廃 止 年 月 日
東京都千代田区内 神田一丁目一番五 号及び東京都新宿 区西新宿二丁目九 番	東京都中野区弥生 町二丁目四番十号	一般財団法人 東京都交通安 全協会 理事 長 大浦 茂	令和七年三月二十三日

山梨県告示第六十九号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、令和七年三月十八日から施行する。

令和七年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定する図書類(雑誌)の名称及び発行所

名 称	発 行 所
週刊アサヒ芸能第七十九巻二十八号通巻三九四六号	(株) 徳間書店
週刊大衆九月二十三・三十日号	(株) 双葉社
EX MAXI DELUXE 2024 真夏の特大号BYMOOK	(株) 文友舎
週刊大衆十一月二十五日号	(株) 双葉社
ミリオンムック26実話ナックルズGOLDVd.41	(株) 大洋図書
週刊アサヒ芸能第七十九巻三十三号通巻三九五一号	(株) 徳間書店
芸能アイドルヤバすぎ歴史想像を超える痴態SP	(株) ブレイン ハウス

二 指定する理由 著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

● 特定計量器の定期検査の実施

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、令和七年度前期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和七年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

対象となる 特定計量器	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関

非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五条第一号又は第二条に掲げるものを除く。)を分銅及びおもり

令和七年四月十六日	午前十時から午後三時まで	J A南アルプス市アグリガーデン北部	南アルプス市	一般社団法人山梨県計量協会
令和七年四月十七日	同	同	同	同
令和七年四月十八日	同	同	同	同
令和七年四月二十一日	同	J A南アルプス市飯野共選所	同	同
令和七年四月二十二日	同	同	同	同
令和七年四月二十四日	同	J A南アルプス市西野共選所	同	同
令和七年四月二十五日	同	同	同	同
令和七年五月八日	同	南アルプス市役所新館	同	同
令和七年五月九日	同	同	同	同
令和七年五月十二日	午前十一時から午後二時まで	丹波山村役場	丹波山村	同

令和七年五月二十七日	同	同	甲斐市敷島	同	同	同	同
令和七年五月二十六日	同	甲斐市竜王武道館	甲斐市(旧双葉町)を除く。	同	同	同	同
令和七年五月二十二日	午前十時から午後三時まで	昭和田総合体育館	昭和田	同	同	同	同
令和七年五月二十日	同	同	同	同	同	同	同
令和七年五月十九日	午前十時半から午後三時まで	上野原市役所本庁舎	同	同	同	同	同
令和七年五月十六日	同	上野原市役所 所 甲東出張所	同	同	同	同	同
令和七年五月十五日	午前十時半から正午まで	上野原市役所 所 桐原出張所	上野原市(旧秋山村)を除く。	同	同	同	同
令和七年五月十三日	午前十一時から午後三時まで	小菅村役場	小菅村	同	同	同	同
	で						

皮革面積計							
令和七年五月三十一日から	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場	甲府市を除く県下定所	山梨県計量検	令和七年五月三十一日から令和八年三月三十一日まで(間、個別に県が指定する日)	令和七年五月三十一日から令和八年三月三十一日まで(間、個別に県が指定する日)	令和七年四月十六日から令和八年三月三十一日まで(山梨県の休日(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く。)
					同	同	同
					個別に県が指定する場所(令和七年五月三十日までに検査を受けなかった場合に限る。)	個別に県が指定する場所(令和七年五月三十日までに検査を受けなかった場合に限る。)	令和七年四月十六日から令和八年三月三十一日まで(山梨県の休日(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く。)
					同	同	同
					総合文化会館	中央市役所南館	中央市(旧豊富村)を除く。
					同	同	同

令和八年三月三十一日まで (山梨県の休日を含める条 例に定める県の休日を除く。)	所(特定計 量器検定検 査規則第三 十九条第一 項各号のい ずれかに該 当する場合 に限る。)	全域
--	--	----

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。

● 県営土地改良事業の工事の完了

県営土地改良事業(神金地区経営体育成基盤整備事業)の工事は、令和五年五月十九日をもって完了した。

令和七年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 県営土地改良事業の工事の完了

県営土地改良事業(山地区畑地帯総合整備事業)の工事は、令和六年九月二十六日をもって完了した。

令和七年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 換地計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営中山間地域総合整備事業(南部地区成島工区)の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和七年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和七年四月十五日まで

三 縦覧場所 南部町役場

- 四 審査請求期間 この公告の日から令和七年四月三十日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和七年九月十七日まで

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により甲府市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 1級水準測量
- 二 測量の地域 山梨県甲府市大津町・西下条町
- 三 測量の期間 令和七年一月八日から令和七年二月二十六日まで

● 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和七年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲府市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和七年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 峡東都市計画ごみ焼却場
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲州市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和七年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 峡東都市計画準防火地域
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲州市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和七年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 峡東都市計画用途地域
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲州市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和七年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 峡東都市計画公園
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲州市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

の場所において縦覧に供する。

令和七年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 峡東都市計画道路
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和七年三月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮 山 博

一三、四四七

山梨県選挙管理委員会告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和七年三月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮 山 博

一七八、七一九

山梨県選挙管理委員会告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を

超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和七年三月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

選挙区名	三分の一の数
西八代郡・南巨摩郡	一三、三六六
中巨摩郡	五、五六一
南都留郡	一二、八五四
甲府市	五〇、七〇九
富士吉田市	一三、〇九七
都留市・西桂町	九、二三四
山梨市	九、三四三
大月市	六、三六五
韮崎市	七、九一三
南アルプス市	一九、七九二
北杜市	一三、一七〇
甲斐市	二〇、九〇三
笛吹市	一八、七一一
上野原市・北都留郡	六、五七三
甲州市	八、四一二
中央市	八、一〇三